

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成25年11月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成25年11月22日（金） 開会：午後1時30分 閉会：午後5時10分

会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	秋山皓一	委員長職務代理者	小川新太郎
委員	高木久美子	委員	福田理絵
教育長	関川義雄		

出席職員

教育長	関川義雄（再掲）		
教育総務部長	深山芳文	生涯学習部長	諏訪峰雄
教育総務課長	伊藤和信	学校施設課長	藤崎宏行
学務課長	柳鶴暁	教育指導課長	山下隆文
学校給食センター所長	藤崎吉宣	生涯学習課長	秋山雅和
生涯スポーツ課長	大矢知良	公民館長	木川義夫
図書館長	大木孝男	生涯学習課課長補佐	木内悦夫
教育総務課課長補佐（書記）	宮崎由紀男	教育指導課指導主事	阿部光雄

【会議概要】

1. 委員長開会宣言
2. 教育長報告

主催事業等

○10月26日～11月4日 国際こども絵画交流展2013について

今年度のテーマは「夢（ドリーム）」として作品を募集したところ、市内の小中学校から839点、海外からは16か国32都市から626点の出品があった。この中から特別賞20点、フレンドシップ賞40点、入選作品304点、合計364点の市内作品、海外からのフレンドシップ賞及び入選作品計290点を成田山新勝寺第二講堂に展示して交流展が開催された。今回は少し難しいテーマだったと思うが、なかなかの力作がそろい、子どもたちの力の素晴らしさを感じさせられた。表彰式は11月3日に会場の成田山新勝寺第二講堂で行われた。

○10月28日～11月14日 北総教育事務所指導室訪問について

所長訪問、次長訪問等と日程が重なる部分もあり、指導室訪問には参加できなかったため、

特に報告する内容がない。参加した委員さんがいらっしゃったら、感想等お聞かせいただきたい。

○11月 2日 第31回成田市公民館まつりについて

雨が心配されたが、開会セレモニー中は雨も降らず実施でき、良かった。中央公民館各部屋いっぱい展示され、なかなかの盛況ぶりであった。やはり、自分たちの活動を知ってもらいたい、評価されたいという気持ちが感じられる。各サークルの方々、実行委員の方々のご尽力に敬意を表したい。ただ、今後の展開として、これをどのような方向に持っていくべきなのか、関係者でよく協議する必要もあるのではないか。会場も今の中央公民館では狭すぎて思うような展開ができないようにも感じられた。

○11月 7日 学校給食センター運営委員会について

本来なら、アレルギー対応給食の開始に備え、もっと早く開催すべきところだったが、日程の調整がつかず、この時期になってしまった。今回の運営委員会では、食物アレルギー対応マニュアルについて、消費税法の一部改正に伴う学校給食費の改定について、学校給食施設の整備状況について、を議題とした。議案審議の過程では、アレルギー除去食が配膳されてきた際の確認を、誰がどのようにするのか、また、食物アレルギーによりアナフィラキシーショックを起こす可能性がある児童・生徒か否か、という診断を事前に医師が行うことは難しい、等の意見が出された。この問題の難しさを改めて実感したところだが、慎重を期して行うこと、エピペンの使用についてしっかりと訓練を積んでおくこと、問題の発生に備え、学校の体制、教育委員会の体制をきちんと整えておくことが極めて重要と認識した。給食費の値上げについてはやむを得ないものとして承認を得た。

○11月 8日 学区審議会について

今年度第2回目の審議会だった。今回の議案は、指定学校変更・区域外就学の場合の理由および事例の変更について、審議していただいた。なお、今回より新たに福原美津子委員が加わり審議に参加していただいた。審議内容については、指定学校変更の理由として、「身体的理由に関するもの」の中に、児童生徒に適した特別支援学級への就学が適当であると判断された場合、を加えたこと。また、「兄弟姉妹に関するもの」の内、「特別支援学級に就学する者の兄弟姉妹と同じ学校へ就学することを希望する場合」を削除したこと。の2点が審議のうえ、提案どおり承認された。また、報告事項の中で、「より近くの中学校への就学を希望する場合」の事例について、現在の状況と今後予想される事態について報告をした。

いずれにしても、これまで就学区域の弾力化を進めてきたが、はたしてこうすることが本当にその子にとっていいことなのかどうか、判断に迷うケースが増加していることは間違いない。

○11月 9日 図書館 秋の文学講座について

今年度は、映画化もされた「天地明察」等で著名な作家、沖方丁さんをお招きし、およそ1時間ほどの講話をいただいた。その後、質疑応答の時間をとったが、質問者が絶えず、時間の関係もあり途中で切り上げさせていただく盛況ぶりであった。沖方さんは、30代後半、今が

まさに旬といった作家だが、本当に気さくな方で女性ファンが多いのもよくわかる。今回は前日に新刊「花とゆめ」が発刊されたばかりとあって、タイミングも良く、大成功であった。

○11月10日 2013成田POPラン大会について

今年も5000人を超える参加者があり、各委員の皆様方もご参加いただいたので説明は簡単にしたいが、当初心配された小中学生の事故はなく、本当に良かった。また、この日の朝、比較的大きな地震があり、その影響で電車が遅れ、参加者が出発時間ぎりぎりまで到着するなどのハプニングもあったが何とか無事に開催され、良かった。関係者の皆様に感謝したい。一人、ハーフの部で途中、倒れた方がいらっしゃって、一時、意識不明の状態が続いていたが、その後回復し、元気になったと聞いており、ほっとしたところである。

○11月12日 公民館運営審議会について

今回は前もって主催事業2点につき、事前に各委員さんに報告書を配布し目を通していただいていたこともあり、かなり多くの意見が出され、活発な審議会となった。また、担当者が映像を用いてわかりやすく解説したこともあり様々な意見が交わされた。特に、中央公民館で開催された「男の料理教室」については、その必要性を強く訴える意見、もっと内容を簡単にして参加者を増やしたいという意見、指導者の問題、開催場所の問題等々、議論が集中した。また、事務局側からは、利用者の利便性を考え、公民館の土足利用について提案したところ、全委員さんから大歓迎の意見をいただいた。このことについては、皆さん同様に思っていたとのことで、大変良い提案をしていただいたとの評価をいただいた。いずれにしても、前回の審議会に比べて中身の濃いものとなり、充実したことは大変意義のあるものであった。

○11月13日 人事ヒアリング学校訪問について

教職員人事に関する学校訪問で、校長の意見具申を聞くとともに、簡単に学校の実情を見させていただいた。訪問した学校は成田小と成田中、向台小と小御門小の4校である。

○11月22日 成田市表彰式・教育委員会表彰式について

本日実施。各委員の皆様にご出席いただいたので説明は省略したい。

市議会

○10月29日～10月30日 決算特別委員会について

2日間にわたって平成24年度決算を審議していただいた。教育費については、14項目について事前に通告があり、回答を用意していたが、その内容で概ねご理解をいただいたところである。特に大きな課題となる点はなかったが、畑ヶ田スポーツ広場に関しては、今後の大学誘致の問題と大きく関連しており、市長部局ともよく連携して進めていかなければならない重要な問題である。また、遠距離通学補助事業についても、学校適正配置が一段落した今、今後のあるべき姿について関係者ともよく協議し、教育委員会としての考え方をしっかりと確立しておかなければならないと考えている。したがって今後、教育委員協議会等も開催して審議していただきたいと思っている。

その他

○10月27日 市民文化祭 書道協会展授賞式について

書道協会展を見学した後、同展覧会授賞式に出席した。懇親会もかねての開催だったが、80名を超えるほどの出席者があり、大盛況であった。しかも出席者の大半は女性。且つ若い女性が多いのには驚いた。書道を志す方もまた、最近では女性が中心なのだと改めて女性の力を感じた次第である。大賞は男性が受賞したが、市長賞、教育長賞はいずれも女性が、その他の入賞も女性が多かった。

○11月6日 平成25年度 印教連 研修視察について

全委員が参加されたので、この件についての報告は必要ないと思うが、個人的には期待していた葛飾区の「学校応援団」の活動について、区の発表内容を聞いていて、行政と学校現場の距離感を感じてしまい、果たしてこれが本当にいい活動なのか、疑問に感じたところである。あえて、「学校応援団」と大きな声で言うほどのことではないと、正直感じた次第である。

○11月8日 職員表彰式について

3年以上部長級（9級）に在籍した職員3名に功績賞が授与された後、30年勤続表彰の職員18名と、20年勤続表彰の職員28名について表彰状を授与した。30年、20年の勤続表彰を受けた職員は、来年1月から1年間の内に、それぞれ、5日と4日のリフレッシュ休暇が付与されることになっている。

○11月8日 中国・咸陽市訪問団歓迎会について

中国の咸陽市から副市長他2名、計3名の訪問団が来成した。飛行機の到着時間の関係もあり、メルキュールホテルで歓迎夕食会という形で開催された。中国とはいろいろと問題の多い状況であるが、和やかな雰囲気の中で、行われた。咸陽市は、大変大きな都市で、日本で言えば、市よりも、県の単位にあたるようで、その大きな都市の筆頭副市長という立場にある方だったようである。

○11月12日 印旛地区小中学校音楽会発表会について

印旛地区を5部会に分け、それぞれの部会で選抜された学校、38校がこの音楽発表会に参加した。それぞれ、選抜されてくるだけのことはあり、どれも素晴らしい発表内容であった。子どもの力は本当にすごいと感じると同時に、指導者も若い先生方が増えてきているように見え、良い傾向だと思った。成田市でこうした発表会が行われることは、大変意義のあることだと思う。

○11月13日 平成25年度 三師会連絡会について

市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の方々が集まって、年に一度、市役所担当課事務局職員、市幹部職員との懇親会を開催している。この日は、これまでになくくらい穏やかに、和やかに過ごせたのではないだろうか。あまり、難しい話にはならず、良い交流ができた。

○11月15日 印教連定例常任委員会・印旛地区教育長会議について

常任委員会では、本年度の教育功労表彰の件について、表彰規定や選考委員、候補者の推薦

基準等について協議した。前回の協議で、各市町によって表彰候補にするかしないか、その基準に大きな差があり、問題となっていたため、この日はできる限り統一した基準で候補者を挙げられるように考え方の共有を図ろうとしたが、依然として差が埋めきれないと感じた。そのあたりは選考委員に教育事務所管理課長が加わり、調整していただくことで全員の了承を得た。

常任委員会の後の教育長会議では、教育事務所学校訪問での感想や年度末人事異動について、また、管理職選考について話があった。

○11月16日 成田市産業まつりについて

他の行事があり、特に参加していないので報告事項はないが、今年も大変大勢の方がお見えになって大盛況であったと伺っている。

○11月16日 ガールスカウト発団式について

成田市にガールスカウト第91団が発足したとのことで、その発団式に参加した。小学校低学年の子、数名だけの団体にスタートした訳だが、県内の各ガールスカウトのリーダーが応援に駆け付けてくれていた。

○11月17日 伊能歌舞伎定期公演について

大栄公民館大ホールで定期公演があった。毎年、後継者問題を抱えながら何とか運営されてきている皆様には本当に頭が下がる思いだ。特にこの歌舞伎復活当初から支援くださっている景山先生が91歳という年齢にもかかわらず、毎年必ずおいでいただき、お言葉を頂けるのは本当にありがたい。何とかこの伝統を受け継いでいきたいものである。

○11月18日 文化財センター理事会について

文化財センターで理事会があった。内容は来年度事業の見込みと職員数について、協議した後、理事長並びに業務執行理事の職務執行状況について報告を受けた。年々文化財センターの仕事量が減ってきていて、運営が難しくなっている状況は変わっていない。今後も厳しい状態が続く見込みである。

○11月19日・20日 市職員採用面接について

2日間にわたって職員採用の最終試験が行われた。今回は初級職と保育士、消防職、救急救命士、保健師、言語聴覚士、図書館司書の採用面接試験だった。特に現職高校生の新鮮な姿が印象に残った。

○11月21日 小中一貫教育全国サミットについて

茨城県つくば市で開催された「小中一貫教育全国サミット」において、春日学園で展開された授業を参観した。春日学園は全くの新設校で、当初から小中一貫教育の実施を前提に学校が作られてきただけあり、使い勝手とセンスの良さに驚いた。ただ、1年生は200名を超えるのに、9年生はわずか11名という数は、生徒指導上の課題も多いだろうと思われ、学校運営の難しさがあると推測される。ただ、どの教室にも電子黒板があり、教師も生徒もこれをしっかり使いこなしていたし、コンピュータ室のパソコンは、全てタブレット型で、こうした点ではかなり先進的な教育を行っているのだと感じられた。

《教育長報告に対する主な質疑等》

委員：全国小中一貫教育サミットについては、先進校春日学園での小中一貫校とした成果、長所、短所はどのようなことか。

関川教育長：学校が出来てまだ2年目であるので、はっきりとした成果は出てきていない状況である。ただ、授業において、7年生と5年生と一緒に英語活動をしている授業が行われていた。授業の組み立てにもよるが、中学生が小学生に対して教えてあげるような場面が比較的簡単に作れる利点があると思った。また、中学校の先生が、小学校で教科担任として理科や音楽を教える、小学校の先生が中学校に行って教える場面もあるとのことであった。そうしたことによる成果については、これからはっきりしてくるのではないか。

委員：学校訪問では、一番心配していた中台小については、校長先生から今のところ問題はないとのお話があり、安心した。子どもたちも皆元気で頑張っている様子が窺えた。三里塚小、津富浦小、東小に行ったが、ある学校では、「うちの学校の子どもは出来ない。」とあきらめてしまっている校長先生がいた。これでは、学力向上が見込めないと思った。子どもが悪いのではなく、教える方が悪いと思わない限り、学力は向上しない。出来ないなら出来ないなりに、少しでも出来るようにしようとする意欲が大事で、方法を変えたり、いろいろなアイデアをだしながら、取り組むことが重要である。先進校の取組を取り入れ、実践すべきで、意欲的な教師、管理職を配置していく必要がある。

また、ポップラン大会であるが、賞状伝達は、マイクを使って大きな声で出来ていた。たくさんの方が、優勝した人やタイムについて興味があると思う。ただ、賞状伝達の時に、渡す人がある程度まとめて渡せるようなやり方が望ましい。印教連の研修会では、聾学校へ行ったところ、子どもたちは本当に頑張っていた。ハンデのある子どもたちが、将来自立できるような取組を市や県、国が考えるべきであり、働く場所を提供することが一番重要である。折角、技術を身につけても働く場所がなければ困ってしまう。例えば、市でも採用する割合が決まっていると思うが、現在は何パーセント位か。

伊藤教育総務課長：2. 2パーセント位である。本市は基準を満たしている。

委員：商工会議所などにも働きかけて、そうした子どもが就職する場合に、手を差し伸べてあげるような取組も必要だと思う。成田市の子どもたちも千葉の聾学校にはお世話

になっているようであったので、よろしくお願ひしたい。

委員：指導室訪問では、殆どの学校に行かせていただいたが、ある学校で、夏休み明け、瘦せて登校する児童がいるという話を聞いたときは、とても胸が痛んだ。親が親としての責任を果たしていけるように、市も支援する必要があると思う。学校の施設については、前回の会議でも話したが、老朽化が進み、トイレも臭い等是非、改善をしていただきたい。老朽化した学校は、大規模改修が行われているが、この先、計画的な改築を実施していく見通しは立てられているのか。例えば、成田小はいつ頃改築の予定があるのか、そうした見通しについて、教えていただきたい。北総教育事務所からは、どの学校も褒めていただいていたが、必ず最後は、安全管理や事故防止等について指導があった。今回、各学校を訪問させていただき、教室や授業の様子等から先生方の学級運営に対する思いであるとか、子どもたちに対する気持ち等、熱意が感じられ、とても良かった。ただ、親の立場からすると、先生方にもっと高い資質を必要以上に求めてしまいがちであることも感じた。指導室からは、体罰や不祥事に気を付けるように話をされ、重しを載せられる様子ががんじがらめになってしまっているような部分も先生方の教務の中にはあると感じた。その中で、先生方がもっとやりがいを感じられるように、優秀な先生を表彰してあげることも大事であるが、いい授業をしている先生を保護者に対してアピールすることも必要だと思う。管理職である校長先生も自分の学校の先生を褒められる状況にあることも大事なことだと思う。いろいろな学校を回らせていただいた中で、市内の景色や受け継がれている伝統行事など様々場面を経験させていただきとても良かったと思う。最後に、本日の表彰式であるが、賞状を渡す時間がかかなり長いので、子どももいるので、相応しい音楽であれば流してもいいのではないかと思った。

委員：学校訪問では、北総教育事務所の方は、ベテランの先生を褒めていたが、個人的には若い先生の中にも立派な先生が多くいると思った。例えば、教室の掲示物などは若い先生のクラスの方が良く出来ているケースが多く見受けられた。また、他の委員のお話にもあった、夏休み明けに瘦せて登校してくる子どもがいることについては、とても残念に思った。また、公津の杜小では、1年生と5年生のALTの先生による英語の授業を参観したが、5年生の発音の良さには驚かされた。

議長：先程の老朽化した学校の改築計画についての質問に対して、学校施設課より説明をお願いします。

藤崎学校施設課長：まず、成田小の老朽化についてであるが、成田小は昭和37年に建築され、

平成2年度に大規模改造工事を実施しており、それから25年が経過する状況にある。耐用年数はRC校舎で47年とされているが、新たな事業として校舎の長寿命化事業というものもあり、そうした事業を活用するのか、改築をするのかについては、今後検討していく必要がある。ただ、他のニュータウン地区を中心とした多くの学校が築35年を迎え、大規模改造工事を実施する時期となり、来年度から本格的に順次実施していく必要がある。吾妻小を皮切りに新山小、吾妻中の順に平成31年度位までに大規模改造を実施していく。それまでには、改築を必要とする学校についても新たな計画を立てる必要があると考えている。トイレについては、年度当初、大栄中についてご指摘をいただいたところであるが、各学校より要望があれば、その都度現場を確認し、対策を要すると判断したものについては改善を図っている。

委員：現在、成田市内の中学校の子どもたちが大変困難な状況にあるという話を聞いた。西中、吾妻中、中台中、玉造中、これに公津の杜中が入ると総崩れの状況が生まれる。対策については教育委員会として取組んでいただきたいと思う。学校が、安心して子どもたちが勉強出来る、部活動に専念できる、安心して生活できる場所でないと保護者からの信頼を得ることは出来ないと思う。その点では、教育委員会の責任は重大である。そうした学校に前向きに目を向けていただいて、管理職、生徒指導の先生と協力し合って、安定した学校、安定した生徒指導に心掛けていただきたい。

山下教育指導課長：学校全体としては落ち着いているが、学校によって、数名であるが、学校に来なかったり、夜に連絡を取り合い、いたづらをしているという事が実際に起きている。このことについては、北総地区の青少年教育センターとも十分連携を取り合い、保護者も含めて対応しているところである。また、12月3日には、健全育成協議会が開催される予定であり、生徒指導担当者や警察関係者も参加する。その中で具体的な手立て等について検討していきたいと考えている。ただ、現在、家庭の教育力が低下していることもあり、保護者を呼んでも理解・協力が得られなかったり、大きな問題として捉えていないケースもある。児童相談所など関係機関と連携を取り合い対応してまいりたいと考えている。

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号 教育に関する事務の点検及び評価について

【伊藤教育総務課長 議案資料に基づき説明】

(要旨)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条第1項に基づき、教育に関する事務の管理や執行の状況について、本市5名の教育事務評価委員による点検及び評価を受け、その結果を報告書としてとりまとめた。本報告書は、本日の教育委員会会議において可決いただいた後、市議会12月定例会に提出するとともに、市のホームページでの公表を予定している。本年度の点検・評価については、7月の教育委員会会議で承認いただいたとおり、評価委員が昨年度までの4名から5名となった。このことにより、学校教育から生涯学習、生涯スポーツ各分野の専門の方が揃い、一層充実したものとなった。点検・評価の会議は、8月2日、9月25日及び10月10日の3日間、施策の体系に基づき、教育委員会各課が所掌する全162事業の中から抽出した39事業について、決算関係や行政評価の資料に基づき担当課ヒアリング等を実施し、各委員から評価をいただいた。対象事業については、事業の経年の状況をみる観点から、継続して評価対象としたものが34事業、また、5事業を新規に対象とした。施策の基本目標として学校教育長期ビジョンに掲げる「学校教育の推進」、生涯学習推進計画に基づく「生涯学習の推進」を掲げている。2ページは施策の体系。基本目標の実現のために、3つの柱を基本施策とし、個別事業を推進するうえでの指標としている。柱1として、「成田の個性を活かした国際交流・地域文化の発展を図る」。柱2は、「子どもも大人もともに学び育つ教育を推進する」、柱3は、「生涯を通して学びスポーツができる環境づくりを推進する」である。なお、評価指標については、昨年度までは3段階評価を採用していたが、より明確な評価にしたいという評価委員からの意見を踏まえ、今年度は4段階評価に変更した。次に、施策毎の評価について説明する。柱1、「成田の個性を活かした国際交流・地域文化の発展を図る」であるが、施策の方向としては、「英語教育及び国際理解教育の推進」や「市の資源を活用した多様な方法による国際交流の推進」、など全部で5項目。

総合評価としましては、「B」概ね目標を達成できた、または目標達成に向けて進んでいるということである。評価所見では、事業の趣旨や推進体制については良い評価をいただいたが、施策の成果を適切に判断するためには、時代や社会背景に対応した、より具体的な目標を設定すべきという意見をいただいた。柱1についての個別事業については4～11ページの8事業。次に、13ページ。柱2、「子どもも大人もともに学び育つ教育を推進する」であるが、施策の方向としては、「学校・家庭・地域が一体となった教育体制の充実」や「各小中学校の特性を活かした教育の充実」など全部で10項目。総合評価としては、「A」目標を達成できた、または目標達成に向けて順調に進んでいる、ということである。評価所見では、事業の内容、方向性ともに良い評価をいただいているが、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちを精神的にサポートする事業は不可欠であり、より一層の充実を求めるご意見や学校が本来の役割を果たすために教育現場の問題解決を支援する事業などの充実を求めるという意見をいただいたところである。柱2の個別事業については15～34ページの2

0事業。次に、36ページ。柱3、「生涯を通して学びスポーツができる環境づくりを推進する」であるが、施策の方向としては、「生涯学習内容の充実」や「文化芸術活動の推進」、など全部で8項目。総合評価として、「A」目標を達成できた、または目標達成に向けて順調に進んでいる、ということである。評価所見では、事業の内容、方向性ともに良い評価をいただいているが、生涯学習については、学習の成果を発揮できるような人材活用の方策や生涯スポーツについては、地域のスポーツ文化の醸成のためにスポーツ団体の育成などのご意見をいただいた。柱3の個別事業については38～48ページの11事業。

以上、柱1：B、柱2：A、柱3：Aという結果は、昨年度と同様となったが、総合評価のもととなる個別事業の評価については、評価を3段階から4段階に変えたことに伴い、A評価がAとB評価に分散し、よりきめの細かい評価がいただけたものと考えている。この評価結果については、各担当課の事業の執行に生かしてまいりたいと考えている。

《議案第1号に対する主な質疑》

委員：英語科開発研究事業であるが、北総教育事務所の方や他市の教育委員の方から、成田市はALTを配置していて素晴らしいとよく言われる。ただ、その成果としてはどうなのか、とされているような気がする。台湾の中学生が公津の杜中を訪問し、実際に英語で会話をした際、日本人特有の恥ずかしがる部分も出たかもしれないが、流暢に話す台湾の中学生とは対照的に片言でしか話せず、会話が弾まない状況であった。そうした状況を見てしまうと、見える成果は必要だと思った。折角、国際都市成田で、外国人に会わない日は無いという生活の中で、これだけの予算をかけているので、目に見える成果を出していく必要があると思う。国際こども絵画交流展開催事業については、展示場所として空港を活用してはどうか。来年度、市制60周年を迎えるが、市史編纂事業においても60周年を意識したものがあればお聞かせください。特色ある学校づくり事業であるが、先生方も現場で頑張っているのだから、短期間でも海外で研修をする場を設けてあげることも考えていければいいと思う。教育支援センター事業では、不登校になる前に、教育委員会が主導して、学校、担任、関係者の連携を強め、対応策に取り組むことが必要であると資料に記されているが、対策についてのマニュアルはあるのか。ないとすれば作るべきだと思う。家庭の教育力が低下しているということであるが、教育支援センターに気軽に保護者も相談に行き、専門家に相談が出来るような体制が望ましいと思う。悩んでいる保護者も沢山いると思う。

伊藤教育総務課長：英語科研究開発事業の費用対効果については、評価員からも指摘されているところであるので、担当課より説明をお願いする。

山下教育指導課長：小学校については、授業中も活発で、元気も良く、声も良く出ており、アイコンタクトしながら、英語学習に取り組んでいる。中学校では、「読む」「書く」の他、文法的なものが入ってくるため、会話をする機会が少なくなる。週にプラス0.5時間という中で、「聞く」「話す」を中心とした実践的コミュニケーション能力の育成としては、十分でない部分もある。中学生になると、思春期であることも含め、表現力に課題があると思う。現在、大学や県教育委員会の先生等を交えて年に何回か検討委員会を開催し、手立てについて検討をしている。一つの観点から評価することは難しいため、様々な面から評価している。まず、「興味・関心・意欲・態度」の面から、毎年アンケート調査を子どもたちや保護者に対して行っている。その中で、「英語が好きか、楽しいか」という問いに対して、「好き。どちらかといえば好き・楽しい」と回答している児童は、小学校では96%となっている。全国では、76.2%であるので、かなり高いものとなっている。中学校では、全国53.3%に対し、本市では、79%で、年々高くなっている。昨年度行われた成田市空港周辺9市町村27校が参加するスピーチコンテストでは、学校賞、個人賞、ともに成田市の学校が上位を占めており、賞の半数以上を成田市の子どもたちが獲得している。今年のコンテストにおいても、学校賞の部で成田市の学校が優勝している。英検については、市内中学生の4割が受験をしている。5級以上の有級者が平成21年度は28%、平成24年度は38%と増えている。特に中学3年生で英検3級以上を取得している生徒は、全国では、9.5%であるが、本市は15.4%の結果も出ている。本市が目指している「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力に関して、標準化されたテストのようなものがあればいいのだが、「聞く」「話す」に特化したものがないので、本市では、独自に評価基準を作り、毎年、子どもとALTが一对一で今までに習ったことがどれだけ出来るようになったか、効果測定を実施している。効果測定では、小学校で99%、中学校では90%の子どもたちが学習した英語表現を使って、聞かれたことに対し答えられる、会話のやり取りができるという結果が得られている。この結果についても、毎年、広報なりにより周知させていただいているところであるが、実際に外国人を相手に対等に会話が出来るといふと、その点については、小学校・中学校は基礎づくりの段階であるので、大人や高校生のようにうまくいかないが、聞く力や初歩的な表現力は相当向上していると思う。ただ、指標となると、非常に難しいものがある。今後も更に効果が上がるよう工夫改善に努めたい。

伊藤教育総務課長：次に、国際こども絵画交流展については、評価員の皆さんからは、オリンピックがあるので、スポーツをテーマにしたものを募集して、それを中台運動公園競技場に展示したらいいのでは、という意見もあった。

秋山生涯学習課長：評価員からも、より実効性のある交流展となるように展示会場の工夫が必要であると指摘をいただいた。これまでも交流展として日本国内の展示はもとより、姉妹都市にも送り、展示をしていただいている。作品集を作成し、日本語だけでなく、英語表記をし、海外の子どもたちにも理解いただけるようにする等の取組みもしてきた。空港についても、多くの人に見ていただける場所ですので、展示場所として検討していきたいと思う。また、テーマに応じた展示場などについても今後、考えていきたいと思う。

大木図書館長：まず、市史編纂の沿革であるが、以前は本市に市史編纂室があり、昭和61年に、その時点で、近現代まで含めて一通り市史を完了したということで、市史編纂室は解散した。その後、市史編纂事務は縮小し、図書館に移管し、5年に1回程度の割合で「図説成田の歴史」や「新聞に見る成田の50年」、平成22年には「成田の地名と歴史」などを作成した。これまでの市史の研究は、資料の掘り起しや解釈が中心で、聞き取り調査が少なかったという反省点もあったため、成田山門前町に特化して、聞き取り調査を昨年からは始めている。今年度は、慶応大学の鈴木正崇研究室にお願いをして、今後、4年間をかけて調査研究事業を実施する。来年の市制60周年では、途中経過ではあるが、成田山門前町研究の成果を講演会で公表したいと考えている。

伊藤教育総務課長：特色ある学校づくり事業では、評価にあるとおり校長の裁量により、専門家を招いて子どもたちに授業をしたり、地域と連携してボランティア活動をしたりするものであるが、子どもの力を付けるには教師の力を付ける以外にないことから、研修に力を入れるという意見もいただいている。

山下教育指導課長：特色ある学校づくり事業については、1校あたり30万円～40万円の予算で、研修や地域人材活用、子どもの体験学習等を行っているので、海外研修となると難しいと思う。教師の資質向上に向けて、各学校ではそれぞれに課題を持って、いろいろな研修や取組を進めているところである。今、幅広い知識や能力が必要とされる中で、研修では、人権や情報、福祉、国際理解等それぞれの学校のニーズに応じて取り組んでいるところである。

関川教育長：私も教育長に就任した時に、教職員の研修を抜本的に見直したいという話をした。教育委員会で行っている教職員に対する研修というのは、会場を準備し講師を呼んで研修をするという形が中心である。それでは本当の力は伸びないと思っている。優秀な先生はいるので、そこで直接学ぶような研修をするとか、師範授業を見せて学ばせるなどの形にしないと資質は上がっていかないと思う。費用をかけずにやる方法

を話し合っているところである。

伊藤教育総務課長：教育支援センターが児童生徒、教育センターが教員の研修を所掌することになっているが、教育支援センターの対応マニュアルについて教育指導課長より説明をお願いします。

山下教育指導課長：マニュアル的なものはない。ただ、不登校については徐々に数が減ってきている。平成21年度は129人で、平成24年度は110人となっている。特に中学校で減っている。長欠は30日以上の子どもたちとされているが、本市では、15日以上欠席している子どもについては、報告していただき、不登校の早期発見、早期対応に努めている。教育委員会としても、不登校児童生徒については、指導主事が各学校を訪問したり、面談をしながら聞き取り等を行っている。必要に応じて、関係者とケース会議を開き、あるいは子育て支援課や障害者福祉課、児童相談所などの関係機関と連携を図りながら解消に努めているところである。教育センター内にふれあいルームがあり、ここには全欠に近い子ども、学校に通えない子が学校復帰を目指して通っている。昨年度は23人の子どもたちが通級している。1年間が終わった段階で半分の11名が行事やテストの時は、学校に通えるようになってきている。中学校3年生が9名いたが、そのうち8名は高校に進学している。公立学校が4名、私立学校が4名で、他1名も進路が決まった。ふれあいルームに来ている子どもたちについては、しっかりした対応が出来ていると思うが、ふれあいルームにも来られない子どもたち、その予備軍もいるので対応を充実させていきたいと思う。今、ネグレクトやDVなど家庭内の問題に起因するものも多く、関係機関と連携を図って取り組んでいかないといけない複雑な問題がある。

伊藤教育総務課長：家庭の教育力、相談窓口についての話もあり、家庭教育学級開催事業において、本来参加すべき人が参加していない状況にあるという意見があった。そのための対策を検討するようにと意見があった。

秋山生涯学習課長：家庭教育学級開催事業については、昨年のAからBに評価を下げているが、開催回数、参加人数等については若干減少しているが、積極的に開催し、多くの方に参加をいただいております。叱咤激励を含めた評価と受け止めている。なるべく多くの保護者の方に参加をしていただき、家庭の教育力をあげられるよう開催方法も工夫しているが、本当に来ていただきたい保護者の方に来ていただけないのが現状である。この点については、市の監査でもご指摘をいただいているところである。今後も、様々な工夫を凝らして、より多くの方に来ていただけるような開催方法、開催内容を検討

してまいりたい。

委員：基本目標の学校教育の推進の中で、子どもたちの「確かな学力」や「豊かな心」などの「生きる力」の育成を目指すとするが、この「確かな学力」、「豊かな力」は具体的にどのようなことなのか。それが曖昧では評価ができませんので、明確にする必要がある。「確かな学力」とは何かを具体的に示す必要がある。それを示さないと学校は理解できない。「豊かな心」とは何か、例えば「挨拶が出来る」とか、明確な形をとらえる必要がある。また、昨年度と比べて、AからBへ評価の下がった5事業についてはどのように捉えているのか説明をお願いしたい。

伊藤教育総務課長：昨年の3段階から4段階に評価の基準を変えた。Aの部分をAとBの部分、Bの部分をBとCの部分に振り分けることにしたので、その影響もあると思う。

議長：議案第1号 教育に関する事務の点検及び評価について、を原案のとおり決する。

議案第2号 平成25年度末及び平成26年度成田市立小中学校教職員人事異動方針について

柳鶴学務課長 議案資料に基づき説明

(要旨)

議案第2号成田市の人事異動方針の説明に入る前に、先ず、千葉県の本年度末及び平成26年度公立学校職員人事異動方針について、要点を説明する。公立学校職員人事異動方針を定める目的は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進できるようにすることにより、県教育の一層の振興を図ることと定めている。その目的を達成するため、第1の一般方針には、異動方針の柱を明記している。その内容は、1 適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努めること。2 広域にわたる計画的な人事を積極的に推進すること。3 県費負担教職員の異動に当たっては、市町村教育委員会の内申を尊重すること。4 管理と指導に優れた、適任者の管理職等への登用及び配置に努めること。5 障害者の積極的な配置に努めること。の、以上5項目である。

この「一般方針」を受けて、「第2 実施要項」を定めている。1の「適正配置について」は、異なる学校種間の連携推進のための異動や、人事交流、同一校や同一市町村に永年勤続している者の配置換え、主幹教諭の配置等が主な内容である。この他には、広域人事、管理職、新規採用者、再任用制度について定めており、配置換えにより教職員としての経験の幅を広げて、資質の向上を図り、学校組織の充実強化に努めたいとしている。なお、県の定めるこの人事異

動方針については、昨年度と比較して、変更はなかった。この人事異動方針を受けて、小・中学校、高等学校、特別支援学校、別に人事異動実施細目を定め、学校職員及び市町村教育委員会に、その趣旨の周知・徹底を図ることにより、適正な人事配置に努めるとしている。6ページから8ページがその公立小中学校人事異動実施細目と9ページに資料を添付した。

資料6ページをご覧いただきたい。この細目も、昨年度とはほぼ同様の内容であるが、2か所文言が付け加わっている。1の適正配置の(9)「特に、小学校での教科指導や生徒指導の充実を図るため、中学校教員の小学校への計画交流をより積極的に行う。」、この文言が追加されている。また、6の再任用制度の中ほどに、「学校及び地域の実情等を踏まえて」が追加文言の2か所目となる。

その他、昨年と同様であるが、若干説明を加えますと、例えば、1の適正配置についてを見ると、(1)に、同一校に7年以上勤務する者については、積極的に配置換えを行う。(2)に、同一市町村10年以上勤続した者が異動する場合は、積極的に他の市町村へ配置換えを行う。と、ある。これは、市町村の内申を尊重しつつも、県内全域の適正な配置を視野に入れ、異動の基本原則を定めたもので、同一校勤務7年を経過した者は、本人の異動希望の有無に関わらず、積極的に異動対象とすること、また、同一市町村勤務10年以上経過した者が異動する際には、積極的に他の市町村に異動させるといった県の方針を具体化したものである。ただ、この「10年以上経過した者」については、その文言に、「異動する場合は」と書かれており、異動しない場合は、これに該当しないという考え方ができ、同一校7年に比べ、やや、意味合いの違ったものであると解釈できる。さて、本題の議案第2号について、説明する。

平成25年度末及び平成26年度成田市立小中学校県費負担教職員の人事異動は、今説明した、県教育委員会の「公立学校職員人事異動方針」並びに「人事異動実施細目」に則りつつも、以下の方針のもとに内申を行おうとするものである。1ページから2ページであるが、今年度に文言の調整・変更、新たな考えを導入したものがあるので説明する。

まず、基本方針であるが、平成25年度末及び平成26年度の成田市立小中学校県費負担教職員の人事異動においては、各学校の課題を明確にした上で、学校の活性化、信頼される学校づくり、特に学力の向上に向けた積極的な取組を期待し、次の方針によって行うとしている。昨年度との変更点は、「学校の活性化、信頼される学校づくり」、を追加した。基本方針を(1)から(4)と具体的に示してあるが、(1)学級経営・生徒指導の充実を基盤に、児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけ、さらに思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、確かな学力の育成を目指した学校運営が行われるように適材適所の人事を推進する。としており、昨年度ここでは、学力の向上を期待して適材適所の人事を推進するとしていたが、その学力について具体的に記載した。続いて、(2)全市的な視野に立ち、成田・下総・大栄地区間の積極的な人事交流と、学校の実情を考慮した、バランスの良い配置に努める。これについては、変更はない。続いて、(3)学校規模を起因とする様々な課題や地域の特性に配慮し、各校が特色ある学校づくりを行えるよう、他市町とも積極的に人事交流を行い、優れた人材の配

置に努める。内容的には変更ないが、「学校規模を起因とする様々な課題や地域の特性に配慮し」の部分を変更した。続いて、(4) 下総地区4小学校を統合して平成26年4月に開校する下総小学校と下総中学校が、小中一貫教育を着実に展開できる人材の配置を積極的に行う。また、東小学校と遠山小学校の統合を受け、遠山小学校には児童支援のための人材の配置を積極的に行う。ということで、来年度統合する学校には、積極的な登用を行うと追加した。

次に管理職についてであるが、大きな変更はないが、文言の調整をしている。(2)の校長については、心身ともに健康で、職員を適正に管理及び育成し、の「管理及び」を追加し、学校が抱える諸課題の解決に積極的に取り組める人物を、の「の解決」を追加した。(3)の教頭については、心身ともに健康で、意欲にあふれ、責任感・管理能力等の実践力のある人材を確保するため、他市町との人事交流を積極的に推進する、の「責任感・管理能力等の」を追加した。続いて、3一般職員について(1)から(8)として具体的に示しているが、(7)の「本市少人数学習推進教員等が新規採用教員候補者名簿に登載されたものは、千葉県教育委員会に対して本市への配置について格段の配慮を求める。」を項目追加した。少人数学習推進教員が合格した場合は成田市に配置していただきたい、という内容である。なお、コメ印小規模校について、成田市では、小規模校においては、同一校勤務5年を原則として異動の対象とする、と示しており、その小規模校は児童生徒数が100人に満たない学校と規定している。遠山小、豊住小、八生小、大須賀小、前林小、久住中が対象校となる。今年度末、閉校となる下総3校、東小を削除した。

《議案第2号に対する主な質疑》

委員：どれも素晴らしい提案だが、特に成田の場合には、基本方針の4番目、下総の統合小学校、遠山小学校が新たにスタートするわけで、最優先事項として、ここに書かれている方針に沿って取り組んでいただきたいと思う。

委員：昨年もお願いしたが、成田市にもティチャーバンクを作ってほしいと思う。何故なら、基本方針(3)に優れた人材の配置に努めるとあるが、誰が優れた人材かが分からないと配置できない。成田市内の優れた人材は分かると思うが、他市町村の優れた人材との交流も必要である。指導主事の先生や教育長もいろいろな先生を知っていると思うので、優秀な教員をあらかじめチェックしておき、成田市に引き抜いてくるのが一番安上がりな教育効果だと思う。それによって、素晴らしい授業や学級経営、生徒指導が出来れば一番効率的である。優秀と思われる先生を成田市のティチャーバンクに入れておいて、人事の時期を選んでいくくらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思う。今、成田市の中学校も少し厳しい状況にあるようなので、生徒指導面で力のある校長先生や教頭先生を連れてくるのが一番手っ取り早い解決方法だと思う。

是非とも優れた人材を配置していただきたい。

柳鶴学務課長：勤務7年、10年を超える異動対象者については、他市町村に異動となるので、そうした機会に優れた人材が配置されるよう対応してまいりたいと考えている。

委員：同一校勤務が小規模校は5年で、他は7年となっているが、違う理由を教えてください。

柳鶴学務課長：7年は県の基準、成田市の場合は5年である。小規模校を6、7年勤めた場合、人数の少ない学校での子どもたちの関わり・指導となるので、そうした中だけでは、指導する力が身についていけないということもあり、小規模校勤務後は中規模校、大規模校が経験できるように人事交流を進めている。

関川教育長：基本的に、教職員の人事異動は県が行う。したがって、方針も県の方針に従って市も作成する。優秀な人材を成田市にだけ集めることは無理な話であり、人事は県下全域で行われるので、県との交渉の中で、出来るだけ良い教員を配置していただけるよう担当は努めると思う。傾向としては、小規模校の少人数の指導に慣れた教員は次の学校も小規模校を希望することも多い。やはり、人数が多い所よりも少ない方が仕事は楽ですが、それを続けていくと教員としての力がなくなってしまうので、出来るだけいろいろなタイプの学校を経験させて、力を付けさせていくことが必要である。人事異動において、基本は人材育成であり、新しい教員を迎い入れて、その学校でしっかり育てることが大事なことだと思う。

議長：議案第2号 平成25年度末及び平成26年度成田市立小中学校教職員人事異動方針についてについて を原案のとおり決する。

議案第3号 成田市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正するについて

山下教育指導課長 議案資料に基づき提案

(要旨)

成田市心身障害児就学指導委員会は、成田市教育委員会の諮問機関として、心身に障害のある児童及び生徒の適切な就学指導及び就学相談に関することについて審議することを目的として設置している。しかし、平成19年4月に学校教育法が改正され、小中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応

じて、適切な教育的支援を行うことが明確に位置づけられた。現在、多くの小中学校では、特別支援学級の児童生徒だけでなく、通常学級においても、特別支援教育を必要とする発達障害やその疑いのある児童生徒が増えており、より一層の特別支援教育の充実が求められている。そうしたことから、本委員会では、就学指導や就学相談に関することに加え、発達障害やその疑いのある児童生徒も含め特別支援教育を必要とする児童生徒の教育的支援の在り方や保護者との連携など幅広い視点での内容について話題にしたり、検討したりすることも多くなっている。

また、平成25年9月1日に中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を受けて、就学先を決定する仕組み等について、額校教育法施行令の一部改正が行われた。また、その中で、「就学指導委員会については、早期からの教育相談支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、『教育支援員会』（仮称）といった名称とすることが適当である」との提言がなされている。

については、これらのことを踏まえ、平成26年4月1日から資料5ページの既存の条例を資料6ページの通り改正しようとするものである。

主な改正内容としては、条例の名称を、「成田市心身障害児就学指導委員会」から「成田市心身障害児教育支援委員会」に変更するとともに、機能の充実という観点から、（設置）第1条及び、（掌握業務）第2条に「心身障害児の教育的支援」を位置付ける。また、教育関係者だけではなく、就学前の早期から支援を行っている療育関係者からの意見も十分に聴き、より総合的に就学先を判断したり、その後の一貫した支援を行うことができるように（組織）第3条2項（4）の「識見を有する者 2人以内」を「4人以内」とするものである。なお、（組織）第3条2項（1）の小中学校学校医が「3人以内」から「2人以内」となっているが、これは、過去10年間以上、2名以上委嘱した経緯がないことから、実情に合わせての変更となる。その他、詳細については、資料2～3ページの「新旧対照表」をご覧ください。

《議案第3号に対する主な質疑》

委員：条例に「心身障害児」と明記する必要があるのか。また、第2条の掌握事務は所掌事務ではないのか。第5条に会長及び副会長となっているが、委員長と副委員長の方が適切だと思う。

山下教育指導課長：まず、「心身障害児」の文言が必要かどうかについては、例規担当課である総務課と協議をした中で、市の他の条例、規則と整合を図るため、本条例でも使用している。掌握事務についても、同様に変更したものである。第5条について

は、検討させていただきたいと思う。

委員：心身障害児等に対して支援するというのであれば、心身障害児でない子どもも含まれるので、その条例の名称に心身障害児と入れるべきではないし、時代にもあっていないと思う。

深山教育総務部長：掌握事務については、決裁の際、私も気になったので、担当課に確認をした。総務課では、今後、この表記で統一するとの説明であった。

関川教育長：提案側ではあるが、改めて見直したところ、気づいた点がある。第1条に適切な就学とあるが、今回の改正で「適切」については削除しているようであるが、ここには入っている。また、第2条に就学指導とあるが、これについても削除の方針ではないのか。

山下教育指導課長：第2条で「適切な」を取ったのは、文言を整理する中で、第1条に謳っているため、第2条では削除したものである。就学指導とは、法令で定められた就学事務として教育委員会が行わなければならない行政行為、例えば就学児童健康診断であるとか、それに基づく就学先の決定、通知等の事務を指しているもので、本来、行政としてやるべき事務であるため、残すべきものとした。就学相談については、就学指導を行ううえで、行政側の判断だけではなく、保護者や本人も含めて一緒に相談しながら就学先を決めるというものである。

関川教育長：就学指導については、条例そのものが、教育支援委員会に変更となったので、心身障害児の就学支援に関することとすべきではないか。就学支援と教育的支援では違うと思う。

山下教育指導課長：今回の条例の改正において、就学先を決定するのは、最終的には行政であるとしている。

関川教育長：就学相談をして、教育的支援をし、就学先を決定してあげるわけで、就学指導というと、この学校に行きなさいと指導していると受け取られないかという懸念がある。

秋山委員長：文言の整理については、検討いただきたい。

議長：議案第3号 成田市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正するについて、を

原案のとおり決する。

(成田市教育委員会会議規則により非公開とする議決)

<これより非公開>

議案第4号 平成26年度使用副読本(道徳)の選定に係る調査員の委嘱について

《審議結果》

承認

議案第5号 成田市立本城小学校学校給食共同調理場増築工事(建築工事)請負契約の変更について

《審議結果》

可決

議案第6号 平成25年度成田市一般会計補正予算案(教育費関係予算)について

《審議結果》

可決

<非公開を解く>

議案第7号 成田市社会教育委員条例の一部を改正するについて

秋山生涯学習課長 議案資料に基づき提案

(要旨)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次地域主権改革一括法)により、平成26年4月1日から「社会教育法」の一部が改正されることとなった。5ページに、社会教育法改正の抜粋を載せてあるが、この改正を受けて、成田市社会教育委員条例の一部を改正するものである。

これまで「社会教育法」第15条第2項で委員の委嘱の基準として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱すると定められており、第18条で定数、任期等は条例で定めることとされていた。今回の改正により、委嘱の基準は地方公共団体の条例で定めることとされ、委嘱の基準を定め

るに当たっては文部科学省令の定めを参酌するものとされている。

6 ページに省令の抜粋を載せているが、この定めを参酌し、成田市社会教育委員条例第2条の(定数)を(組織)と改正し、第1項で定数を定め、第2項で委嘱の基準を定めようとするものである。また、改正する条例については、本日当該議案のご承認をいただき、その後、市の手続きを経て、平成26年3月定例会で条例改正を行う予定である。

《議案第7号に対する主な質疑》

委員：改正案の(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、どのような人か。

秋山生涯学習課長：PTA関係者等を想定している。

委員：公募についての考えはあるのか。

秋山生涯学習課長：社会教育委員については、各種団体から推薦をいただいております。出来るだけ多くの市民の方のご協力をいただくということでは、公募についても今後は検討する必要があると考えている。

委員：省令の改正案では、公民館運営審議会の委員の前に社会教育委員が追加されているのは何故か。

秋山生涯学習課長：公民館運営審議会については、すでに条例で定めるとされており、社会教育委員については、法で定めていたものを、これからは条例で定めることになり、公民館運営審議会の委員と同様の取扱いとなったことから法律上並列されたものである。

木川公民館長：公民館運営審議会委員については、平成23年度の第2次一括法の時に条例で定めるように法律で改正されている。

議長：議案第7号 成田市社会教育委員条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第8号 成田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正するについて

秋山生涯学習課長 議案資料に基づき提案

(要旨)

議案第7号と同じく、第3次地域主権改革一括法により、平成26年4月1日から「地方青少年問題協議会法」の一部が改正されることに伴い、「成田市青少年問題協議会設置条例」の一部を改正しようとするものである。これまでは、「地方青少年問題協議会法」第3条第3項で、委員を市議会議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、当該地方公共団体の長が任命するとされており、それを根拠として、設置条例第3条第2項で委員の移植の基準を定めていた。今回の改正により、法第3条第2項及び第3項が削られることとなったため、市議会議員を委員として委嘱する法的位置づけがなくなる。また、成田市議会では法的位置づけ等によるものを除き、市議会議員は各種審議会に参画しないこととしている。以上のことから、この度の法改正に合わせ、成田市青少年問題協議会設置条例第3条第2項の(1)市議会議員1人を削り、(3)識見を有する者18人以内とするものである。

また、本条例については、本日ご承認をいただき、平成26年3月定例市議会で条例改正を行う予定である。

なお、法では「会長は地方公共団体の長」とする規定についても削除とされているが、青少年問題協議会は青少年に関する総合的な施策を審議するという本協議会の性格、或いは委員をお願いしている方々のバランス等を考慮し、市長を会長とする規定につきましては現行のままとする方向で市と協議する。

《議案第8号に対する主な質疑》

なし

議 長:議案第8号 成田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正するについて を原案のとおり決する。

(2) 報告事項

報告第1号 小中一貫校「下総みどり学園」保護者説明会について

【 柳鶴学務課長 資料に基づき報告 】

(要旨)

下総地区各小中学校の保護者の皆様に、小中一貫校に関することについて説明し、来年度からの学校生活の見通しを持っていただくこととともに、一層の理解と協力が得られるようにすることを目的に、11月1日19時10分から、11月2日(土)は9時35分から、およそ

1時間、それぞれ78名、68名の参加を得て、説明会を開催した。

教育委員会事務局からは、関川義雄教育長、深山芳文教育総務部長、ほか教育総務部の各課長が出席した。教育長あいさつの後に、下総みどり学園における小中一貫教育の特色について、みどり学園の学校規模と学校生活・施設概要等の説明を行い、その後、保護者からの質問に答えた。保護者からは、小学校4校が統合することの説明はあったが、一貫校になることはいつ、どのように決まったのか。きめ細かな指導、職員の配置について、中学校は副担任がサポートで授業中にはいっているのですが、小学校はどうなるのか。私の住む地区では中学生は自転車通学なのだが、小学生は徒歩通学になるのはどうしてか。その他、スクールバスに関する事。下総中に新設された駐輪場に関する事。児童ホームの預かり時間に関する事。といったものがあつた。

保護者の皆様にも、資料のとおりお答えしてきたが、その場で回答できない質問や教育委員会の所管外の児童ホームについては、広報誌「かけはし」で回答するとしてご理解をいただいた。

引き続き、開校まで保護者への理解と協力が得られるよう、また、子どもたちが夢と希望をもってみどり学園で生活できるように、今後も丁寧に対応していきたいと考えている。

《報告第1号に対する主な質疑》

委員：この説明会については、下総小中学校の先生方が出席されていないが、今後、先生方を含めた説明会を開催する予定はあるのか。

柳鶴学務課長：小中学校の教職員については、すでに一貫校で行う教育や今後の進め方について、全職員に対し説明をさせていただいている。また、すでに各小学校においては、教育計画や備品等の新たな学校の準備を進めているところであるので、今後において新たに一堂に会しての説明会は予定していない。

委員：父兄にとっては、説明会に先生方が同席されていた方が、より身近にも感じてもらえるので、その方が良かったのではないかと思った。現在は広報紙「かけはし」があるが、小中一貫校が発足した後は、地域に対しての情報発信はどのようになるのか。

柳鶴学務課長：この下総みどり学園だけではなく、各学校では、保護者や地域の方々の協力をいただかなければならないので、学校便りを様々な形で発刊している。恐らく、新設校についても、同様の取組みがされると思う。

関川教育長：下総小中連携推進委員会が出来て、その組織の活動内容を知らせるための広報

紙であるので、その組織がなくなった時点で、この広報紙はやめることになるが、新たな学校、小中一貫校の情報については、学校の方から発信していくことになる。

委員：質疑の中に、新設された駐輪場では自転車が濡れてしまう、という意見があったが、駐輪場は屋根がないのか。

藤崎学校施設課長：現在の中学校の駐輪場は、小学校建設に伴い先行して整備をしたもので、屋根は片持ち屋根であるため、雨が横から吹き込んで自転車が濡れてしまうとの指摘を受けた。以前は、大屋根の下に自転車を置いていたので、ほとんど濡れない状況であった。現在、設置している駐輪場の形態が片持ち式の柱の上に屋根が張り出している形式で、既製品のものを採用しているため、縦面に壁がないことで、雨が吹き込みやすくなっていることが指摘された。周りにパネルを取り付ける対策をしようと考えている。

(成田市教育委員会会議規則により非公開とする議決)

<これより非公開>

報告第2号 いじめ問題に係る損害賠償訴訟について

<非公開を解く >

報告第3号 平成25年度第2回学区審議会の報告について

柳鶴学務課長 報告資料に基づき説明

(要旨)

去る11月8日、平成25年度第2回学区審議会を開催した。まず、はじめに福田理絵委員の辞職に伴い欠員が生じたため、成田市学区審議会設置条例第2条及び3条の規定により新たに福原美津子委員に委嘱した。福田委員については、9月の教育委員会会議で承認をいただいております。議題としては、議案が1件、報告事項が1件ありました。議案第1号 指定学校変更・区域外就学の場合の理由及び事例の変更について、2件諮問し、2件とも事務局の提案通りとする答申を得た。まず、指定学校変更理由7「身体的理由に関するもの」についてであるが、事例(3)として「児童生徒に適した特別支援学級への就学が適当であると判断された場合」を追加するものである。現在の特別支援学級を特殊学級と称していた時には、就学相談を受けると、学区の学校に特殊学級がない場合には、学区外の学校を指定していた。現在

は、平成19年に学校教育法が改正され、すべての学校において障害のある幼児児童生徒の支援を充実するようになり、学区の学校に特別支援学級が開設されていない場合には、開設するように努めている。しかし、児童生徒によっては、障がいの種別やその程度、登下校や友人関係など、様々な要因により、指定学校以外の学校で開設されている特別支援学級の方が望ましいと判断される場合がある。これまでも、市教育センターにおいて就学相談を受け、児童生徒に適した特別支援学級への就学が適当であると、教育指導課が判断した場合には、指定学校変更を許可してきたが、理由に合う要件を設けていなかったため、今回、理由7に事例(3)として追加するものである。これに伴い、理由7の文言を整理し、これまでの「身体的理由に関するもの」を「身体的理由等に関するもの」に変更することとした。

次に、2の理由9「兄弟姉妹に関するもの」についてであるが、事例(2)「特別支援学級に就学する者Aの兄弟姉妹Bが、Aと同じ学校へ就学することを希望する場合」を削除するものである。この「兄弟姉妹」の要件は、平成14年度から運用されている。当初は、先ほど説明したように、児童生徒の就学については、あらかじめ特殊学級のある学校への就学が指定される場合があるので、これに対応するために、(1)とは別に(2)として事例を設けていた。今回、理由7に特別支援学級への就学についての要件を追加したことで、事例(2)が(1)の兄弟姉妹要件に適用されるようになるので、このことから事例(2)を削除するものである。第1号議案については、全会一致で事務局の提案通りとする答申を得た。

続いて、報告事項では、指定学校変更・区域外就学の状況について、報告をした。特に、部活動による指定学校変更については、昨年度36件あり、今年度相談件数5件である。次に、理由11として教育的配慮を要するものの指定学校変更については、昨年度5件、今年度は4件である。

また、「指定学校変更・区域外就学について」の運用規定の文言についてであるが、実際の運用に合わせて、現行の「変更要件」を「指定学校変更・区域外就学許可基準」に、「理由」を「項目」に、「事例」を「要件」にそれぞれ変更することとした。このことについては、平成26年4月より運用する。

《報告第3号に対する主な質疑》

委員：3頁の「指定学校変更・区域外就学について」の運用規定の文言変更については、表中に必要書類として医師の診断書とあるが、障害を持つ児童生徒に関するものか。

柳鶴学務課長：これについては、「変更要件」と「指定学校変更・区域外就学許可基準」を変更するものである。この表については、下線の部分を変更するもので、それ以外の部分は該当しないものである。

(成田市教育委員会会議規則により非公開とする議決)
〈これより非公開〉

報告第4号 教育委員会事務局職員の失職について

〈非公開を解く〉

4. 委員長閉会宣言